

平成 24 年 9 月 29 日
福祉部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について

1 区内指定地域密着型サービス事業者

区内の指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者について、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 78 条の 12 および第 115 条の 21 の規定により、以下のとおり、指定の更新を行う。

なお、法第 23 条等に基づき実地指導を行った結果、運営に関して指定更新に支障となる特段の事項は認められなかった。

【小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	登録定員	指定年月日	指定更新年月日
小規模多機能ホーム薬師堂	練馬区向山 1 丁目 4 番 16 号	医療法人社団 平真会	25 名	平成 18 年 11 月 1 日	平成 24 年 11 月 1 日 (指定有効期間満了日:平成 30 年 10 月 31 日)
大泉学園やまぼうし	練馬区大泉学園町 7 丁目 19 番 17 号	医療法人社団 翔洋会	25 名	平成 18 年 12 月 1 日	平成 24 年 12 月 1 日 (指定有効期間満了日:平成 30 年 11 月 30 日)

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定年月日	指定更新年月日
薬師堂グループホーム澄	練馬区向山 1 丁目 4 番 16 号	医療法人社団 平真会	18 名	平成 18 年 11 月 1 日	平成 24 年 11 月 1 日 (指定有効期間満了日:平成 30 年 10 月 31 日)
大泉学園さくらの家	練馬区大泉学園町 7 丁目 19 番 17 号	医療法人社団 翔洋会	18 名	平成 18 年 12 月 1 日	平成 24 年 12 月 1 日 (指定有効期間満了日:平成 30 年 11 月 30 日)